

公告第 51 号

公 示 送 達 書

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
下記の氏名欄の者に送達すべき下記書類は、当町町民税務課に保管してあるので受領してください。

令和8年8月4日

西会津町長 薄 友喜



記

番号	公示送達する書類	送達を受けるべき者
1	令和8年度固定資産税 納税通知書	小林 弘子
2		有限会社 上永産業
3		東洋工芸 株式会社
4		株式会社 丸信バッグ工業
5		株式会社 ホテル力館
6		有限会社 トーシン
7		有限会社 古澤屋
8		有限会社 コンビニエントヤマニシ
9		株式会社 ヤマサ福島
10		株式会社 クローバー
11		東亜建設工業 株式会社

上記の書類を受領しないときは、令和8年8月11日をもって法律上当該書類は送達されたものとみなされます。